

育児休業からの復職に関する申立書

愛川町長 あて

保育所等の入所が内定した場合は、育児休業取得前と同じ会社に、入所月の翌月10日までに復職し、これに伴う「就労証明書（復職証明）」を復職後2週間以内に提出いたします。

なお、育児休業取得前と同じ会社に復職できない場合または「就労証明書（復職証明）」を期限以内に提出できない場合は、入所の内定が取消または退所になることに異議はありません。

※派遣の場合は、「育児休業取得前と同じ会社」とは「派遣元」になります。「派遣元」は変わらず育児休業に入る前と同等以上の就労日数・就労時間数であれば、「派遣先」が変わっても問題ありません。ただし、「派遣元」が変更した場合は、転職とみなし、育児休業からの復帰扱いにはなりません。

※保育所等の入所が内定し、復職せずに退職（転職を含む）した場合、保育所等に入所することはできません。

【復職予定日】 令和 年 月 日（予定）

※「就労証明書（復職証明）」の提出期限内に、書類が提出されない場合及び就労が開始されない場合については、本署名をもって入所月翌月末で退所届と致しますので、あらかじめご了承ください。

上記のとおり、全て理解し、相違ありません。

令和 年 月 日 氏名（復職予定者）

（保育所等申込）児童名	生 年 月 日	第1希望施設名
	年 月 日	申込
	年 月 日	申込
	年 月 日	申込